

事 務 連 絡
平成29年3月31日

各都道府県喀痰吸引等研修所管課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

喀痰吸引等業務に関するQ & Aについて

福祉・介護人材確保対策の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、別添のとおりQ & Aを作成しましたので、ご参考としていただきますようお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課福祉人材確保対策室

TEL : 03-5253-1111 (内2845、2867)

FAX : 03-3591-9898

別添

分類	【Q】	【A】
登録喀痰吸引等事業者	<p>登録喀痰吸引等事業者において、介護福祉士に特定行為を行わせようとする場合において、当該介護福祉士が実地研修を修了していない場合には、法令に掲げる要件を満たす実地研修を行うことが必要となるが、実地研修を実施する際、当該介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了していることの確認は必要か。</p>	<p>実地研修を実施する前提として、当該介護福祉士が、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の3第2項に規定する基本研修又は医療的ケアを修了していることが必要となるため、喀痰吸引等研修修了証や卒業証明書等で要件を満たしていることを、登録喀痰吸引等事業者において確実に確認すること。</p>
登録喀痰吸引等事業者	<p>平成28年度以降に介護福祉士資格を取得した者で、資格取得前に基本研修又は医療的ケアを修了していない場合（EPA介護福祉士や医療的ケアの導入前に受験資格を取得した福祉系高校卒業者などが想定される）、これらの者は登録喀痰吸引等事業者での実地研修及び特定行為は実施できないという理解で良いか。</p> <p>また、当該介護福祉士に特定行為を行わせようとする場合は、介護福祉士資格取得後であっても、喀痰吸引等研修（不特定の者対象）の受講対象となり、喀痰吸引等研修を修了して社会福祉振興・試験センターに実地研修を修了した行為を登録することにより、特定行為が可能となるという理解で良いか。</p>	<p>御見込みのとおり。</p>